

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則

目次

◆規則 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正

する条例施行規則の一部改正

鳥取県恩給給与細則の一部改正

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十二月十二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十号

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行

2 前項に規定する支給期月に支給しなければならなかつた恩給又は恩給を受ける権利が消滅した場合若しくは恩給の支給を廃止された場合におけるその期の恩給は、前項の規定にかかわらず、支給期月でない時期に同条第一項の次に次の一項を加える。

第三十七条第二項中「前項」を「第一項」に、「一月」を「十二月又は一月」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する支給期月に支給しなければならなかつた恩給又は恩給を受ける権利が消滅した場合若しくは恩給の支給を廃止された場合におけるその期の恩給は、前項の規定にかかわらず、支給期月でない時期に

おいても、これを支給する。

第三十八条第一項第一号中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第二項中「前条第一項但書」を「前条第二項」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の施行規則第三十七条第三項中「その月の十五日から」とあるのは、同条同項の規定にかかわらず、昭和三十四年十二月に支給する場合に限り、「その月の二十五日から」と読み替えるものとする。

3 施行規則第三十八条第一項第二号中「五日」とあるのは、同条同項の規定にかかわらず、昭和三十四年十二月に支給する場合に限り、「十五日」と読み替えるものとする。

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

昭和三十四年十二月十二日
鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十一号

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

鳥取県恩給給与細則（昭和三十年五月鳥取県規則第十二条。以下「給与細則」という。）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「一月」を「十二月又は一月」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の給与細則第七条第一項中「その月の十五日から」とあるのは、同条同項の規定にかかわらず、昭和三十四年十二月に支給する場合に限り、「その月の二十五日から」と読み替えるものとする。

3 給与細則第八条第一項中「五日」とあるのは、同条同項の規定にかかわらず、昭和三十四年十二月に支給する場合に限り、「十五日」と読み替えるものとする。

発行者 鳥取市東町
鳥取県鳥取市東町印 刷 所

発行日 火、金

鳥取県第三種認可